

議第40号

滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例

滋賀県防災会議条例（昭和37年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「14人」を「14人以内」に改め、同項第2号中「4人」を「4人以内」に改め、同項第3号中「20人」を「22人以内」に改め、同項第4号中「4人」を「17人以内」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和5年10月13日までの間において、新たに任命された委員の任期は、滋賀県防災会議条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。